

第 25 回 横須賀市景観審議会

市街地整備景観課

■平成 30 年 3 月 2 日（金）10:00 から

■横須賀市厚生会館 4 階第 3 研修室

□次第

1 開 会

2 議 事

- (1) 景観重要樹木指定について（審議）
- (2) 屋外広告物条例第 11 条に基づく適用除外の特例について（審議）
- (3) その他

3 閉 会

事前配布資料

- 資料 1 横須賀市景観審議会委員名簿
- 資料 2 景観重要樹木の指定について（審議）
- 資料 3 屋外広告物条例第 11 条に基づく適用除外の特例について（審議）
- 資料 4 横須賀市景観審議会規則、横須賀市景観審議会運営要領

当日配布資料

- 1 景観重要樹木の指定について（スライド資料）
- 2 横須賀市景観重要樹木パンフレット
- 3 追浜公園周辺の現況写真
- 4 横須賀市屋外広告物条例第 11 条に基づく適用除外の特例についての諮問書（写）
- 5 横須賀中央エリアまちづくりガイドライン

横須賀市景観審議会委員名簿

○横須賀市景観審議会委員

(敬称略・50音順)

- ・河上 俊昭
かわかみ としあき

事業者
一般社団法人神奈川県広告美術協会理事
- ・菊竹 雪
きくたけ ゆき

学識者（広告物、グラフィックデザイン）
首都大学東京システムデザイン学部教授
- ・工藤 幸久
くどう ゆきひさ

事業者
横須賀商工会議所 産業・地域活性課長
- ・国吉 直行
くによし なおゆき
(景観専門委員)

学識者（都市デザイン）
横浜市立大学国際都市学系まちづくりコース特別契約教授
- ・小泉 厚
こいずみ あつし

事業者
よこすか都市景観協議会会長
- ・小林 正美
こばやし まさみ

学識者（建築）
明治大学理工学部建築学科教授（副学長）
- ・田口 敦子
たぐち あつこ

学識者（広告物、グラフィックデザイン）
多摩美術大学 理事・名誉教授
- ・富澤 喜美枝
とみざわ きみえ

学識者（歴史を生かしたまちづくり）
横須賀建築探偵団代表
うわまち教会建物応援団事務局
三浦郡豊島町をもっとよく知る会代表
- ・松下 啓一
まつした けいいち

学識者（法律）
相模女子大学人間社会学部教授
- ・三浦 勉
みやま つとむ

公募市民
- ・柳澤 潤
やなぎさわ じゅん
(景観専門委員)

学識者（建築）
関東学院大学建築・環境学部准教授
株式会社コンテンポラリーズ代表取締役
- ・山畑 信博
やまはた のぶひろ

学識者（環境デザイン）
東北芸術工科大学デザイン工学部建築・環境デザイン学科教授
- ・吉田 慎悟
よしだ しんご
(景観専門委員)

学識者（色彩）
武蔵野美術大学造形学部基礎デザイン学科教授
(株) カラープランニングセンター 顧問
(有) クリマ 代表取締役
横須賀市色彩アドバイザー

○横須賀市景観審議会事務局職員

市街地整備景観課長

しゅどう のぼる
首藤 昇

市街地整備景観課景観係長

わたなべ あつし
渡辺 淳
うのさわ まきこ
宇野澤 真紀子
たかはし しょうた
高橋 翔太

市街地整備景観課屋外広告物係長

たかやま ともひさ
高山 智久
はが まなみ
芳賀 愛美

景観重要樹木指定について（審議）

■これまでの経緯

平成21年度より横須賀市では、景観法第28条に基づく景観重要樹木について、地域に対する愛着、地域の魅力を再発見し、地域の景観のシンボルとして大切にしておもらおうと、普段から地域の方が目にすることが多く、児童・生徒・卒業生から親しまれている学校の樹木を候補に挙げ(平成20年度各校への意向調査等を元に決定)、これまで6回にわたり指定した。

また、第4回、第6回の指定では、学校以外で、歴史もあり樹木を中心とした地域住民によるまちづくり活動を行なっている、坂本公園のイチヨウ及び八重桜を指定した。

※横須賀市では、景観条例第20条に基づき景観重要樹木に指定しようとするときは、審議会の意見を問かなければならないことにより、本審議会に諮問するものである。

■今回の指定について

1. 地域に支えられている公共の樹木及び民間第1号の指定

前述の通り、これまでは学校の樹木を中心に、こちらからアンケート等により学校に働きかけ指定を行なってきたが、今年度、地域の方々が大切に管理を行ってきた沢山小学校の敷地内にある樹齢90年のつつじの群生、及び神奈川歯科大学構内にある高さ約10mを超える世界三大花木であるジャカランダの木を景観重要樹木として推薦、及び提案があり、指定したいと考えている。

2. 指定に向けた選考について

●沢山小学校 つつじの群生

①「沢山のつつじをまもる会」からの要望書(別添①)の提出。

②現場調査(第1回)

「沢山のつつじをまもる会」及び沢山小学校 校長先生と現地確認。

つつじが丘のつつじは学校敷地の範囲だけでなく、隣地の斜面に渡り群生しており、隣地の所有者の大半が不明であるため、学校敷地の範囲内の本数を限定し、指定することを確認。

③現場調査(第2回)

つつじが丘に群生し、健全な大木であり管理上間引くおそれのない樹木を、「沢山のつつじをまもる会」の方々と確認。

●神奈川歯科大学 ジャカランダ

①神奈川歯科大学 理事長 鹿島氏からの提案を受ける。後日、提案書の提出(別添②)。

②現場調査

大学構内のほぼ中央にあり、公共の道路等からは見ることができないことを確認。

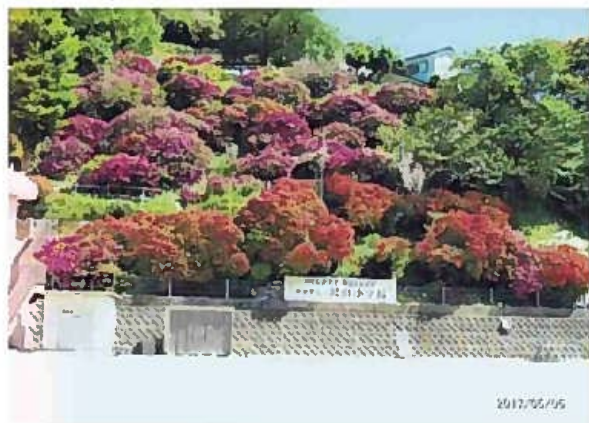
③前回第24回景観審議会(平成29年7月24日開催)にて、開花時には公共性の高い紙面にて広く周知を行っていること、構内は受付を通れば誰でも気軽に入って樹木を見られることを条件に、公共性に問題ないとみなす意見を受けている。

(別添③)

■今回の指定について

3. 調査票

	つつじの群生（本）	ジャカランダ
必ず該当しなければならない要件 (景観法第28条、景観法施行規則第11条)		
景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であること 否	☐	☐
文化財保護法に規定する特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定されていないこと 否	☐	☐
地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること 規則	☐	☐
道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること 規則	☐	× 公共の場からは望見できないが、開花時に公共性のある紙面にて広報しており、一般の見学が常時可能である。
いずれかに該当すればよい要件 (梅須賀市景観計画)		
由緒、由来のあるもので、健全で樹形等が美観上優れているもの	☐	☐
市民に親しまれ、周辺景観の核となっているもの	☐	☐
判定	☐	☐



4. 調査結果

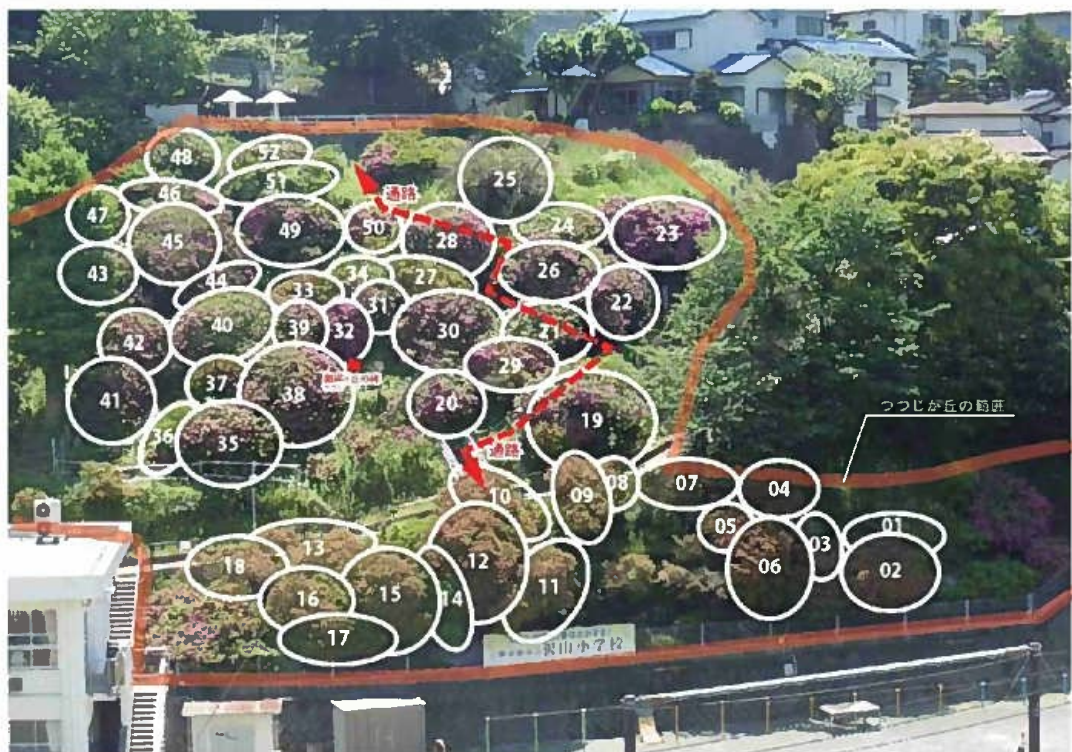
4-1 沢山小学校 つつじの群生は、第2回の現場調査により管理上問題のない霧島系、平戸系つつじ等 計 52 本を景観重要樹木の候補とする。

学校を管理している横須賀市教育委員会 学校管理課へ意見照会済みである。(別添④)

■ 指定候補 沢山小学校つつじが丘 配置図



■ 景観重要樹木位置図 指定番号(0027-01 ~ 52)



4-2 神奈川歯科大学 ジャカランダは、現場調査により短期大学校舎前ジャカランダ1本を景観重要樹木の候補とする。

■ 神奈川歯科大 ジャカランダ 配置図



■ 開花時の広報



■ 受付での地図案内



■ ジャカランダ フェスティバルの様子



第1回指定樹木(平成21年5月1日指定) 4か所7本



逸見小学校 クスノキ 4本 北下浦小学校 ケヤキ 1本 長井中学校 フェニックス 1本 武山中学校 クスノキ 1本

第2回指定樹木(平成22年4月1日指定) 5か所47本



夏島小学校 イチョウ 14本 桜小学校 サンゴジュ 3本 駿久保小学校 イチョウ 18本 横片小学校 ハナモミ 1本 久里浜小学校 イチョウ 11本

第3回指定樹木(平成23年4月1日指定) 5か所97本



長瀬小学校 サクラ 15本 山崎小学校 サクラ 27本 明浜小学校 サクラ 28本 経野小学校 サクラ 15本 瀬戸中学校 サクラ 12本

第4回指定樹木(平成24年11月1日指定) 5か所13本



瀬戸小学校 イチョウ 1本 田戸小学校 イチョウ 1本 山崎小学校 イチョウ 9本 坂本中学校 イチョウ 1本 坂本公園 イチョウ 1本

第5回指定樹木(平成26年1月1日指定) 6か所6本

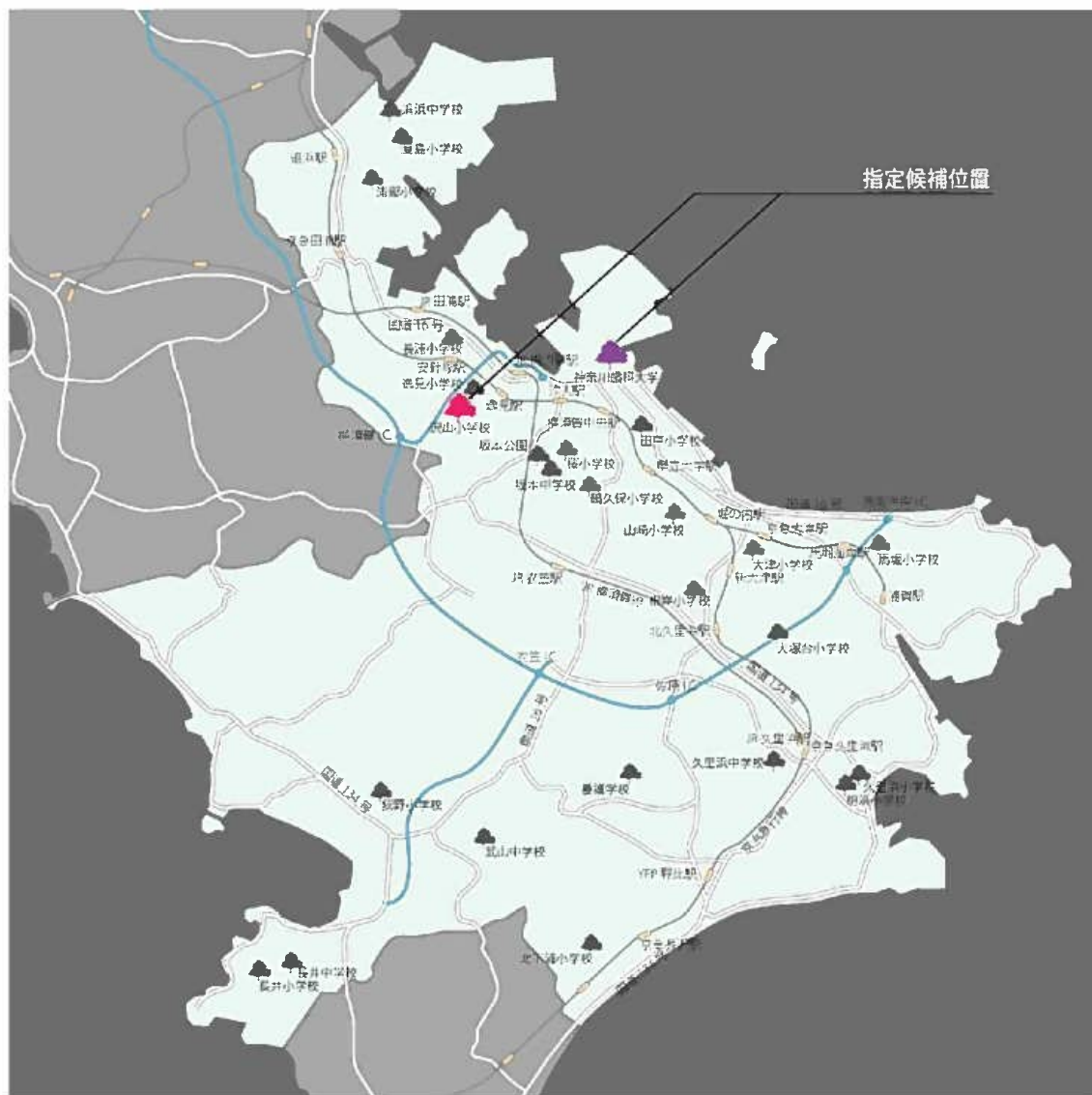


大津小学校 モチノキ 1本 熊鷹小学校 アオギリ 1本 大塚台小学校 ヒメシガラ 1本 長井小学校 ケヤキ 1本 坂本中学校 カンヒシガラ 1本 西郷学校 クスノキ 1本

第6回指定樹木(平成27年1月1日指定) 1か所12本



坂本公園 八重桜 12本



凡例



これまでに指定した樹木



指定候補：沢山小学校 つつじの群生



指定候補：神奈川歯科大学 ジャカランダ

■景観法に基づく景観重要樹木の解説

□景観法とは（平成 16 年 6 月 18 日交付）

日本で初めての良好な景観の形成を目的とした総合的な法律。

□景観重要樹木とは

景観法に規定された制度で、景観上重要な樹木を指定し積極的に保全するものです。

市長は、指定の要件に適合するものを指定することができます。

指定されると、伐採や移植などの現状変更について許可が必要となりますが、通常の管理に必要な剪定については許可の必要はありません。

□景観重要樹木の指定制度（概要）

- ・景観法第 2 章第 3 節第 2 款に規定
- ・地域の景観上重要な樹木について、地域の景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図ることを目的とした制度
- ・指定された樹木は、現状変更について許可が必要（地方公共団体の場合は協議）
- ・景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない（景観法第 33 条）
- ・景観法第 28 条第 1 項のほか、景観法施行規則第 11 条に示された指定の基準及び、景観計画に規定する指定の方針に該当するものを指定することができる
- ・指定は森や林などの複数の樹木の一括指定ではなく、個々の樹木を指定

□景観重要樹木指定の要件

○必ず該当しなければならない要件

景観法で定める指定の条件（景観法第 28 条）

- 1 景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であること
- 2 文化財保護法に規定する特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定されていないこと

景観法施行規則で定める指定の基準（景観法施行規則第 11 条）

- 1 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- 2 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

○いずれかに該当すればよい要件

横須賀市景観計画で定める指定の方針

- 1 由緒、由来のあるもので、健全で樹形等が美観上優れているもの
- 2 市民に親しまれ、周辺景観の核となっているもの

屋外広告物条例第 11 条に基づく適用除外の特例について(審議)

屋外広告物条例第 11 条に基づく適用除外の特例について

1. (仮称)追浜公園の広告物に対する特例制度を適用することについて

(1) 経緯

現在、横浜 De N A ベイスターズは追浜地区にある横須賀スタジアムを 2 軍の本拠地、長浦地区にある私設グラウンドを練習場としている。その中で、長浦地区にある私設球場の契約更新に伴い、練習場の移転の話が上がってきた。本市にプロ野球球団があることは、集客による地域経済の活性化に繋がり、また、スポーツにフレンドリーな街であることを発信し、子どもに夢や希望を与えられる。そのため、街づくりの観点から、横須賀の活性化を図るうえで、本市内への残留を希望してきた。調整の結果、横須賀スタジアムそばの土地において、室内練習場、クラブハウス、選手寮、グラウンドを整備するよう政策決定をした。

(2) 現状

当該地域は横浜に接する場所にあり、近隣には市の小学校、中学校、高校、体育館など公共施設のほか、マンションを含めた住宅街、日産自動車をはじめとした工場地帯となっている。用途地域は第一種中高層住居専用地域にあり、屋外広告物規制上は第 1 種禁止地域・第 2 種禁止地域となっている。

(3) (仮称) 追浜公園の適用除外認定申請までの経緯

当該地に建てるということは、建物を含めた全体の景観として魅力を作っていく必要がある。そのため、専門部会にて全体のバランスを見ながら設計者・事業者を交え、意見交換をし、議論を重ねてきた。

① 平成 29 年 2 月からの計 7 回専門部会にて、全体のバランスを見ながら進めていく中で、当該地域が第 1 種・第 2 種禁止地域にあたるため、次の点を確認した。

- ・ 視点場を特定する必要がある → 屋内練習場は海側からの視点場を想定している
 - ・ 広告を設置する理由付けが必要である
 - ・ 必要最低限の広告とする必要がある
- } → 無駄な広告物を掲出していない

② 平成 30 年 2 月 20 日の専門部会において、デザインの概要が決定したため、横須賀市屋外広告物条例第 11 条に基づく適用除外認定申請書が提出された。

(4) 審議の内容

第 1 種・第 2 種禁止地域となるが、良好な景観の形成に資するため、適用除外の特例として認めてよいか。

2. 適用除外の特例制度

横須賀市屋外広告物条例

(適用除外の特例)

第11条 市長は、広告物等が良好な景観の形成に資すると認めるときは、これらに対して第7条及び第9条の規定の適用を除外することができる。

2 前項の場合において、当該適用の除外を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

横須賀市屋外広告物条例施行規則

(適用除外の認定)

第4条 条例第11条第2項の規定による申請は、適用除外認定申請書（第5号様式）によらなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該広告物等の形状、寸法、構造、取付け位置及び色彩に関する仕様書及び図面

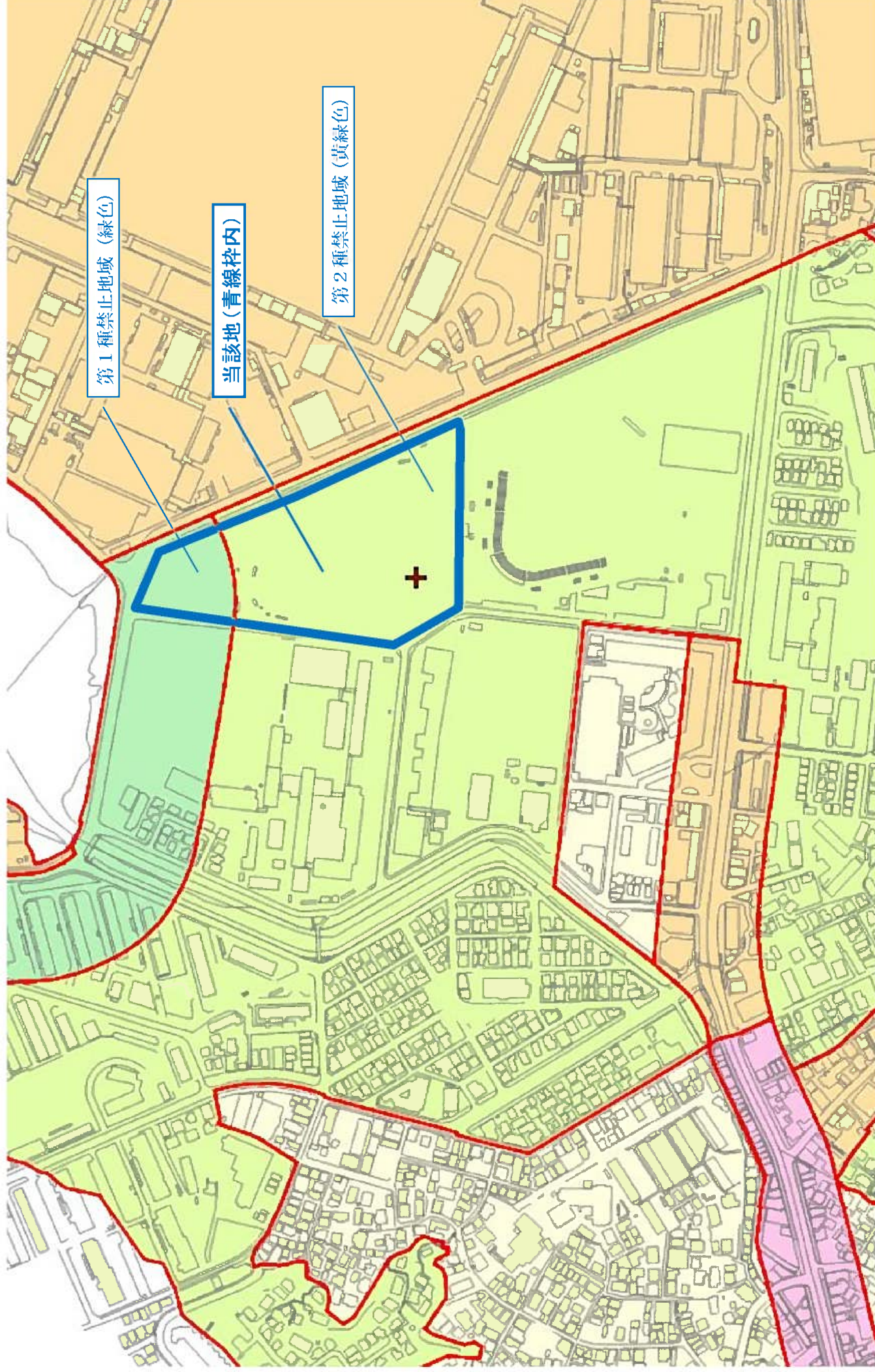
(2) 案内図

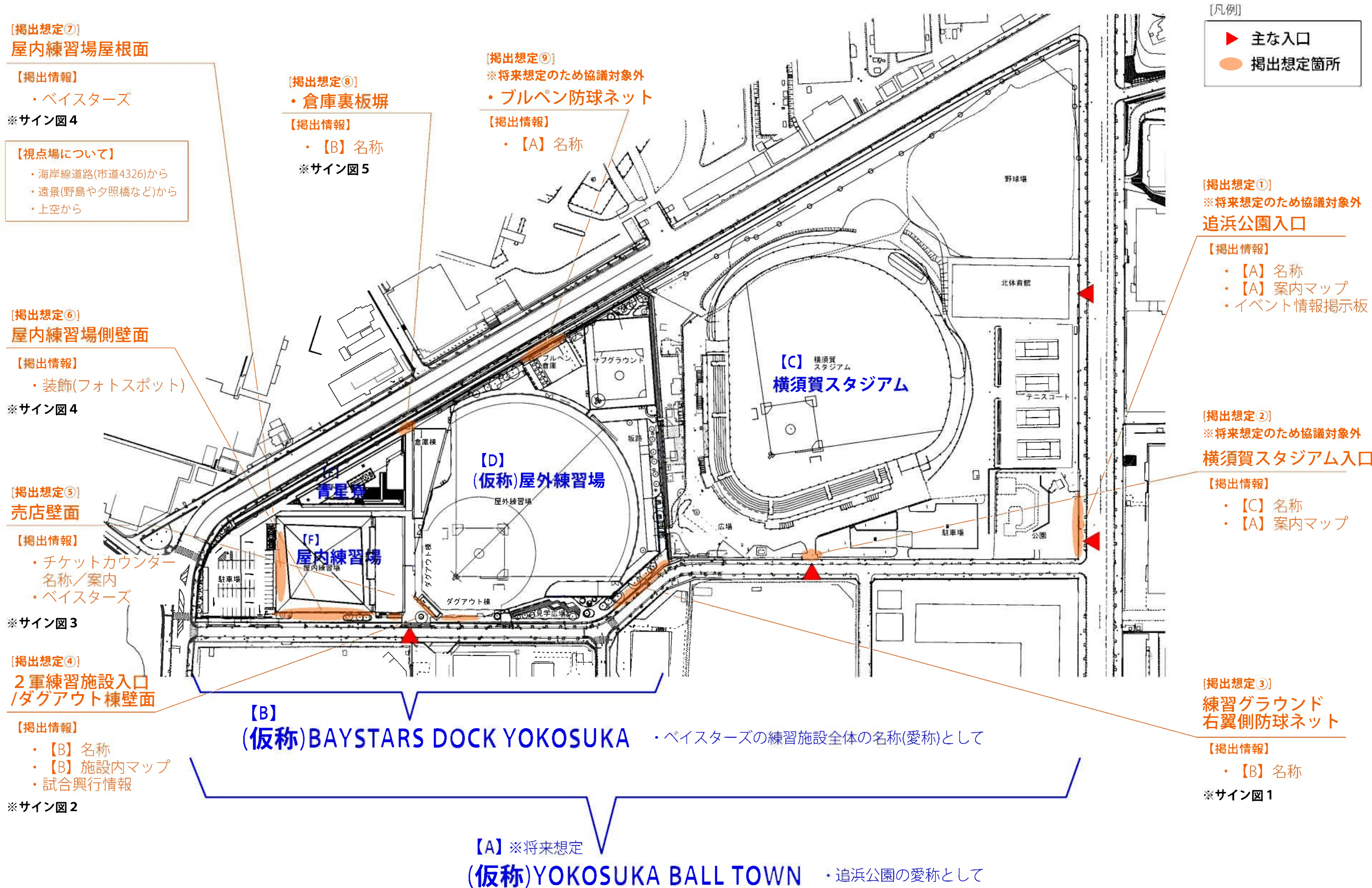
(3) 所有者又は管理者の承諾書、許可書等（当該広告物等を表示し、又は設置する場所が他人の所有又は管理に属する場合に限る。）

(4) 条例第28条第1項に規定する講習会修了者等の資格を有することを証する書類の写し（特定屋外広告物を表示し、又は設置する場合に限る。）

3 市長は、第1項の申請があったときは、審議会に諮問したうえで、速やかに当該認定の適否を決定し、書面により当該決定内容を当該申請者に通知するものとする。

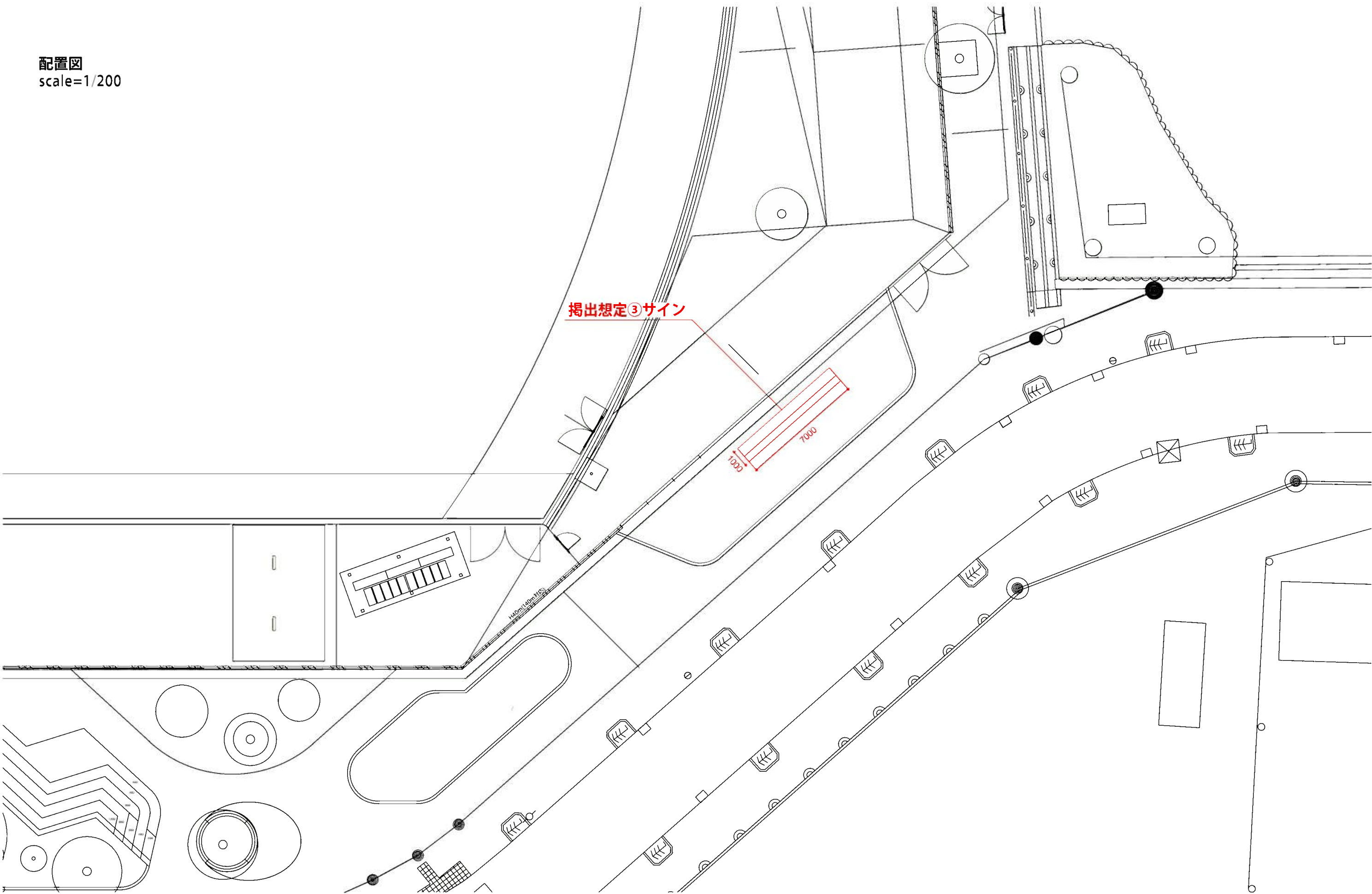
屋外広告物規制地域





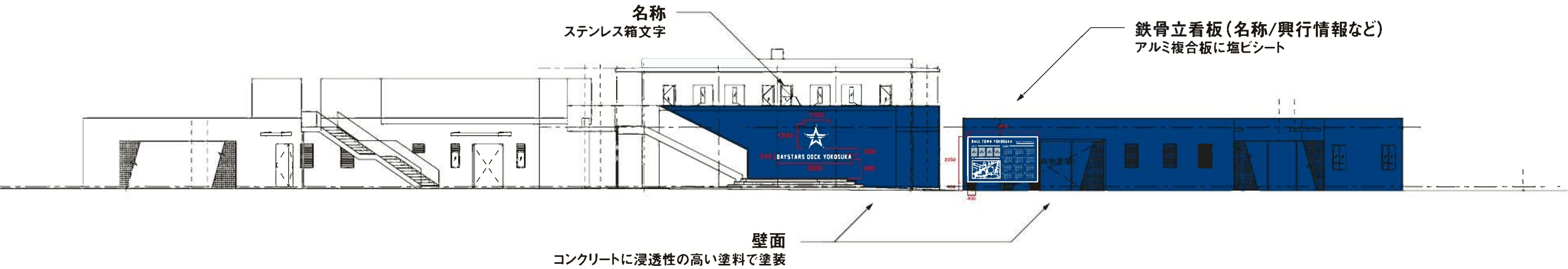


配置図
scale=1/200

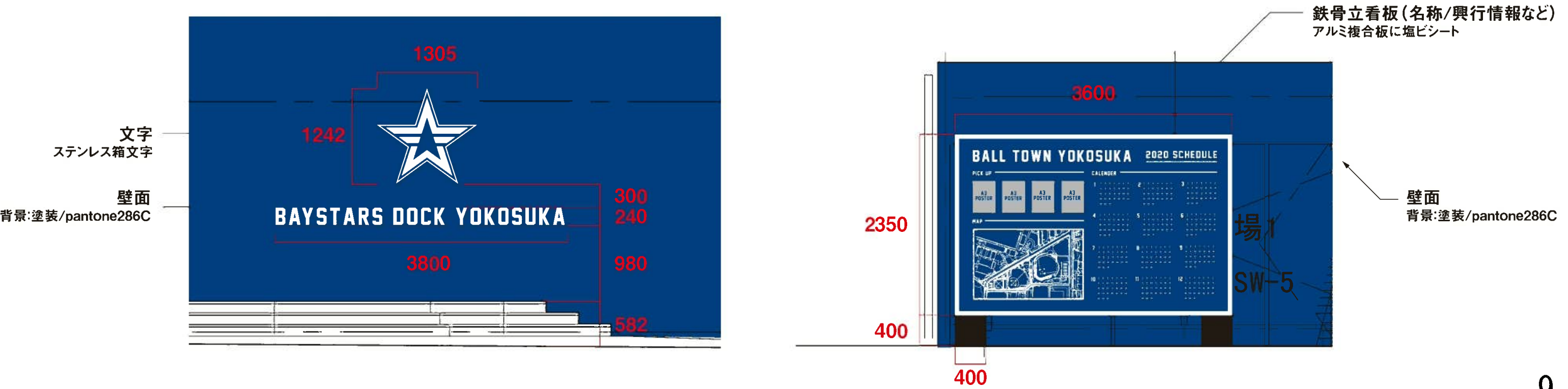




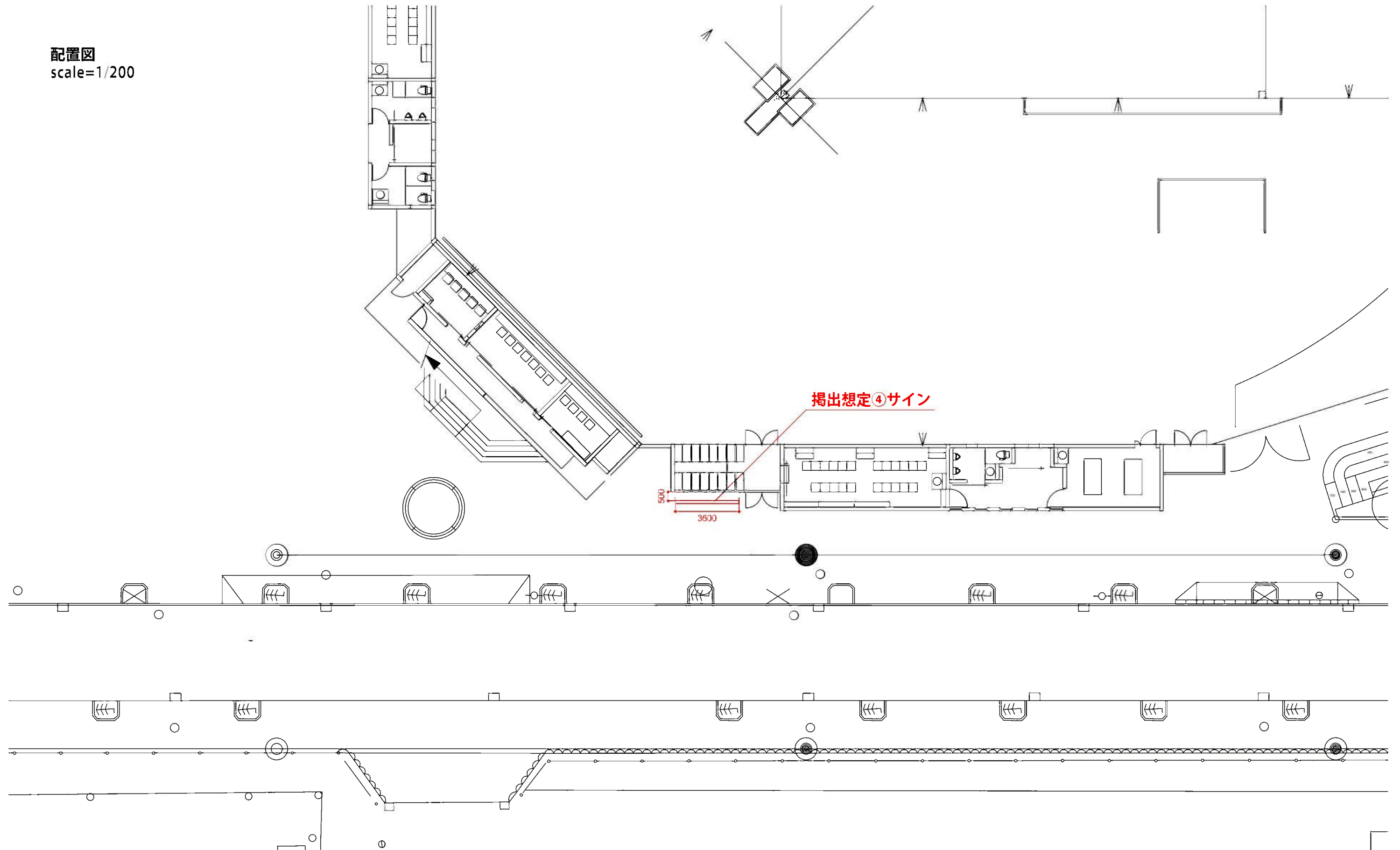
ベイロード側
scale=1/200



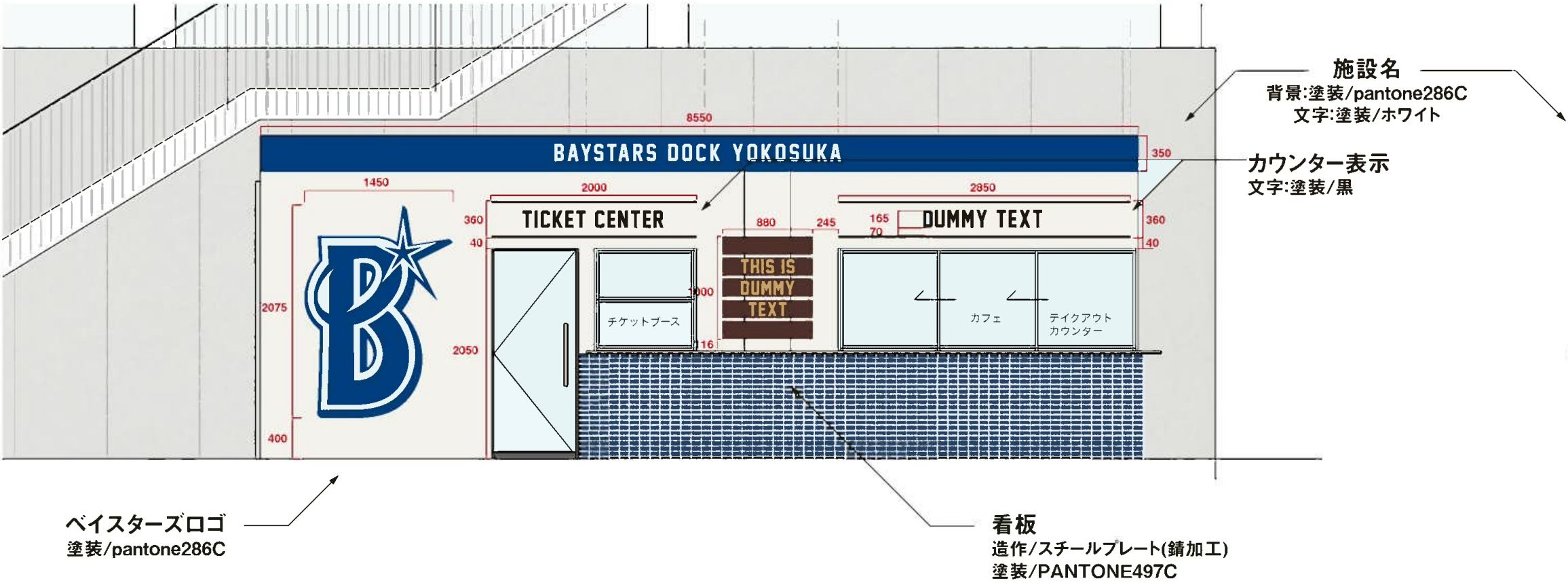
拡大図
scale=1/50



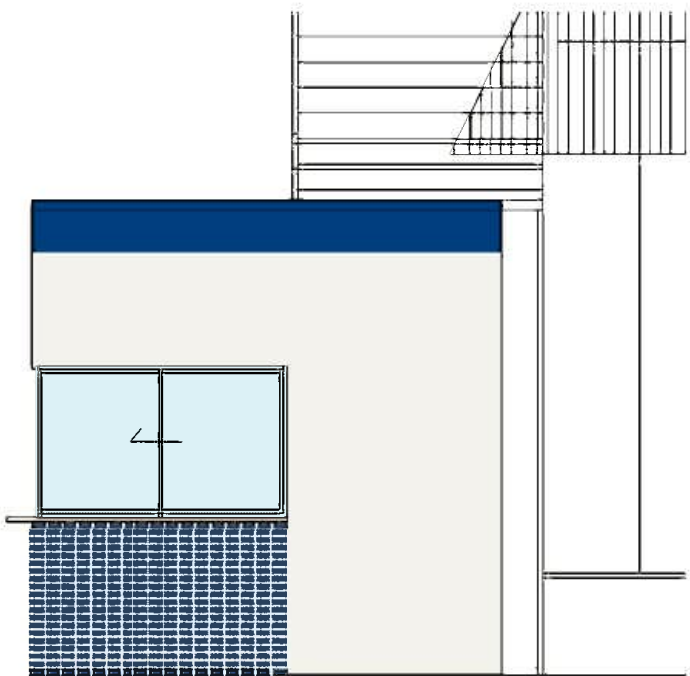
配置図
scale=1/200



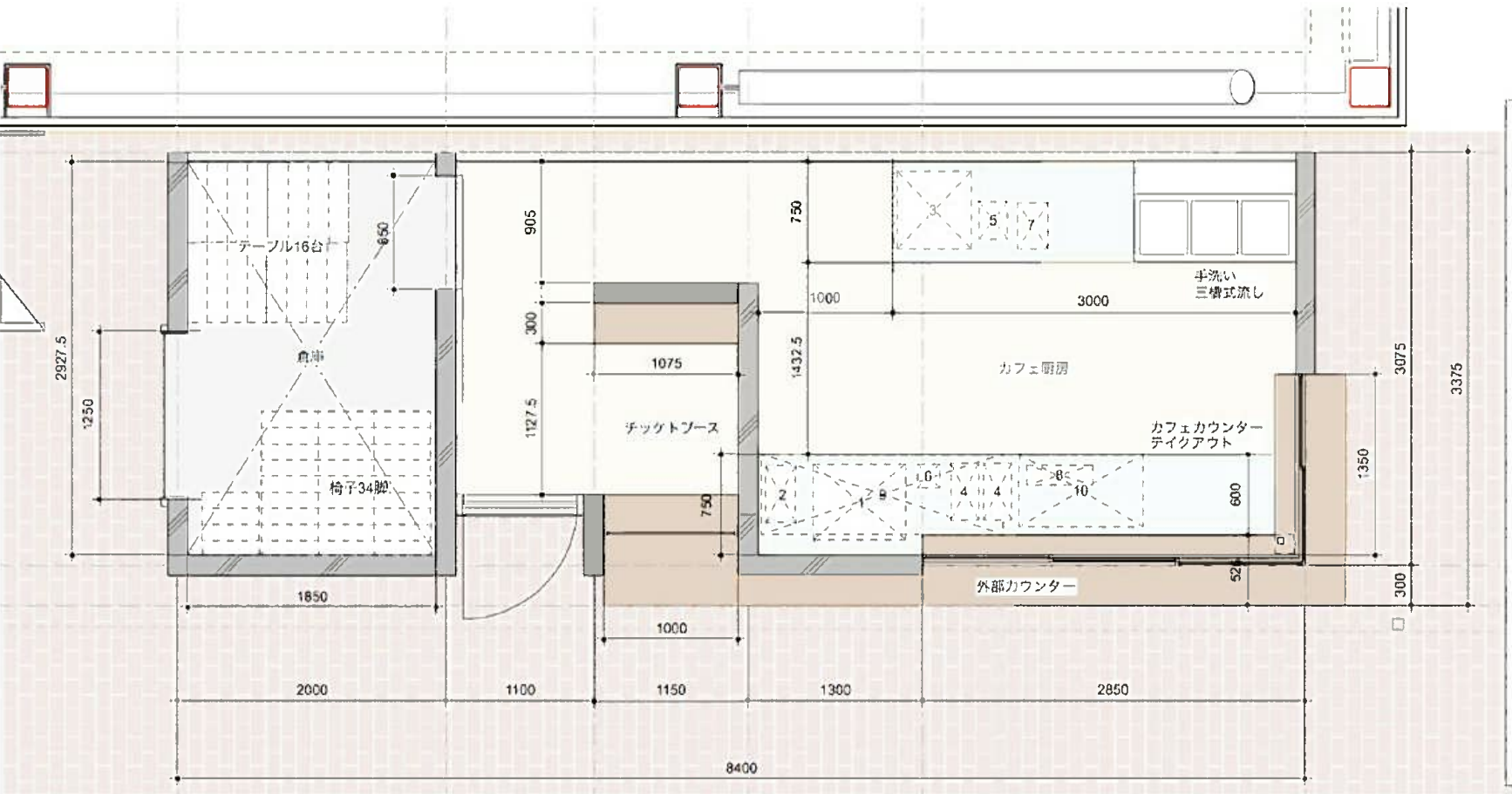
西側立面図
scale=1/50



南側立面図
scale=1/50

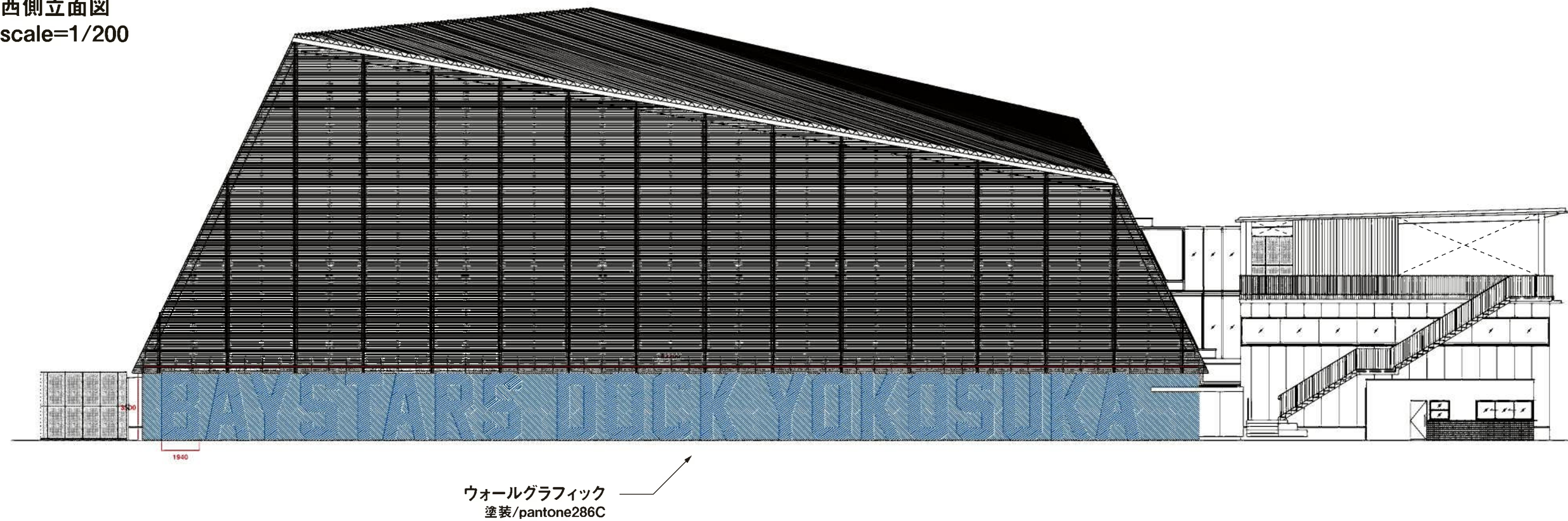


平面図
scale=1/50





西側立面図
scale=1/200

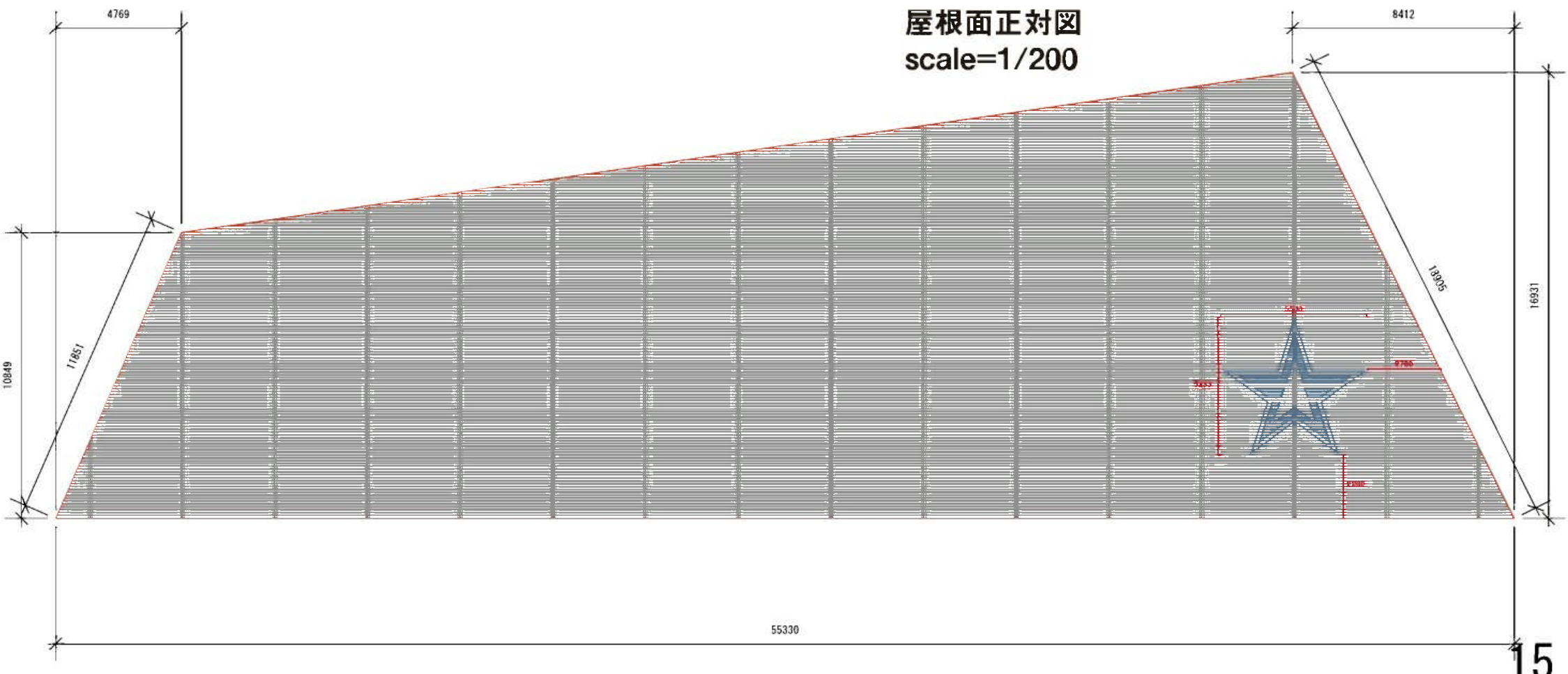
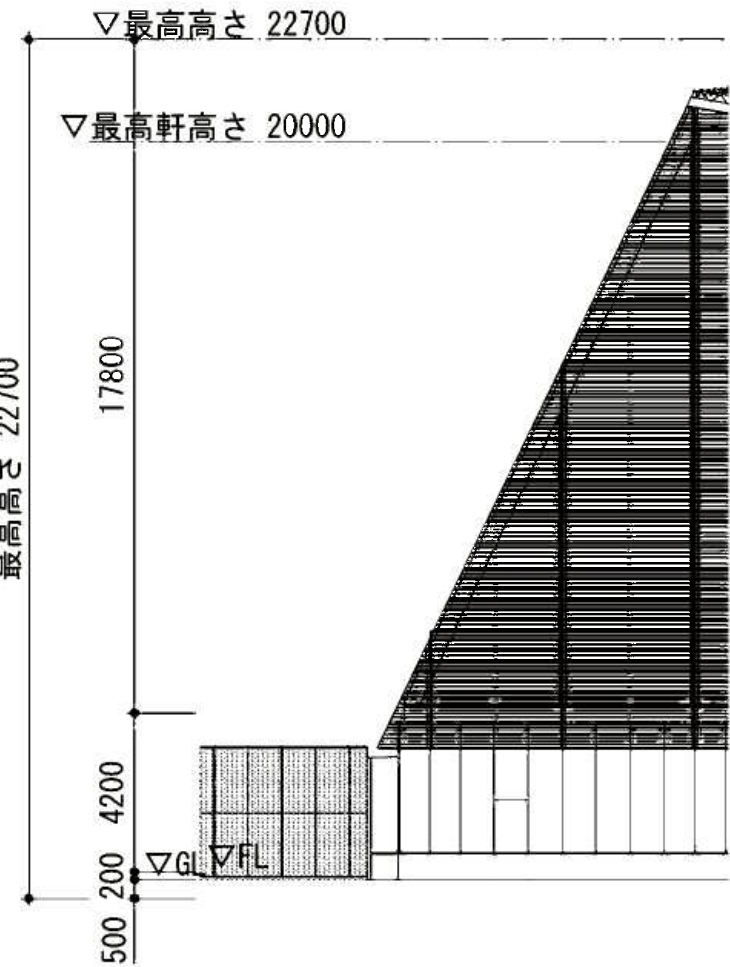
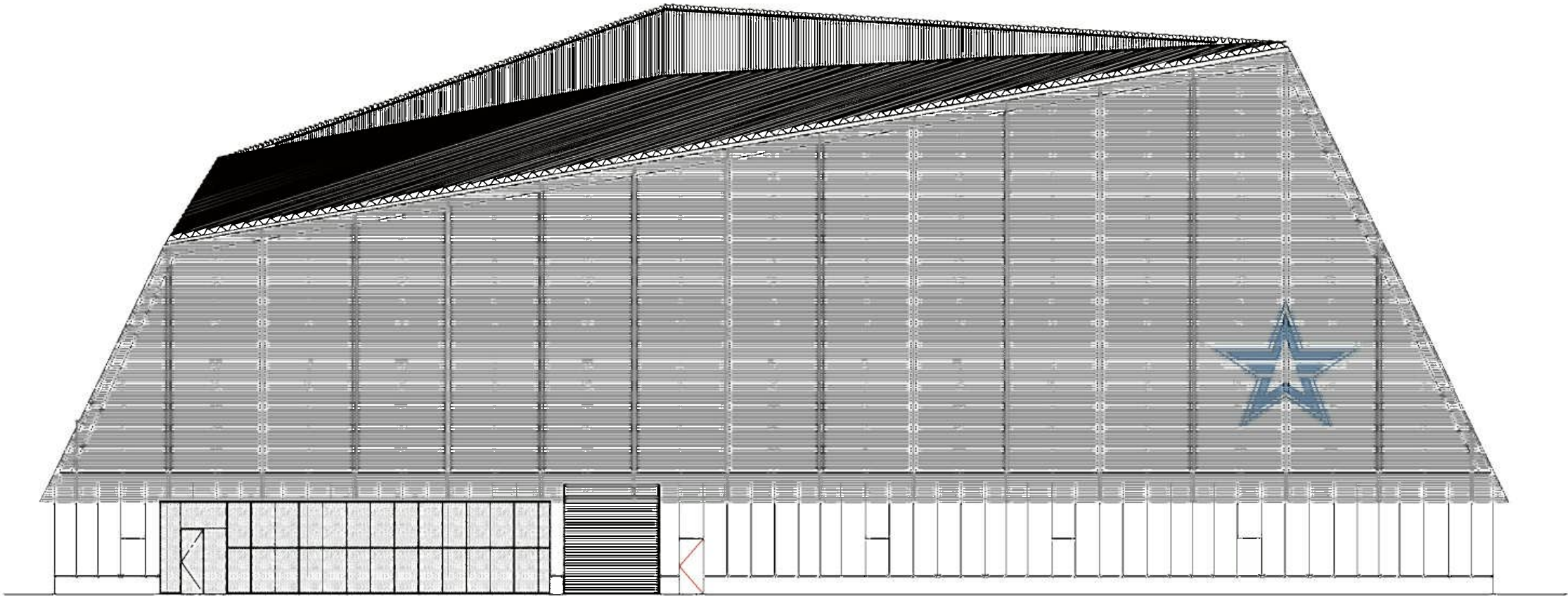


グラフィックディテール
scale=1/50





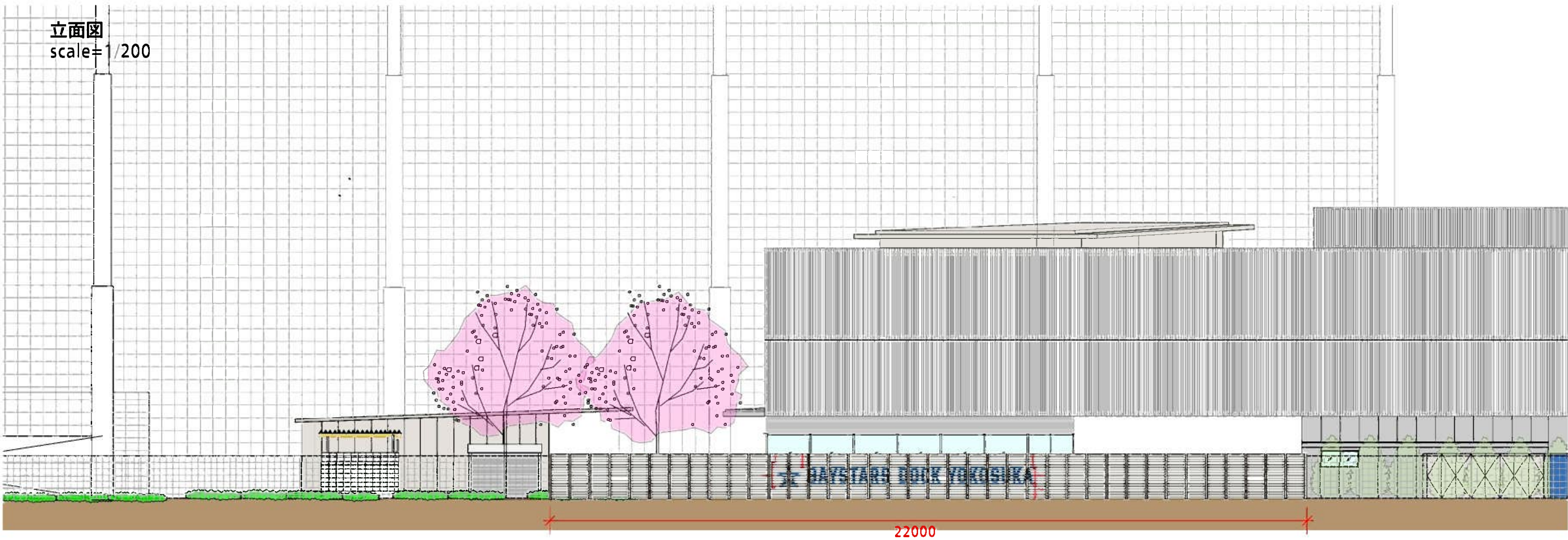
北側立面図
scale=1/200



テラス側フェンス
scale=1/50

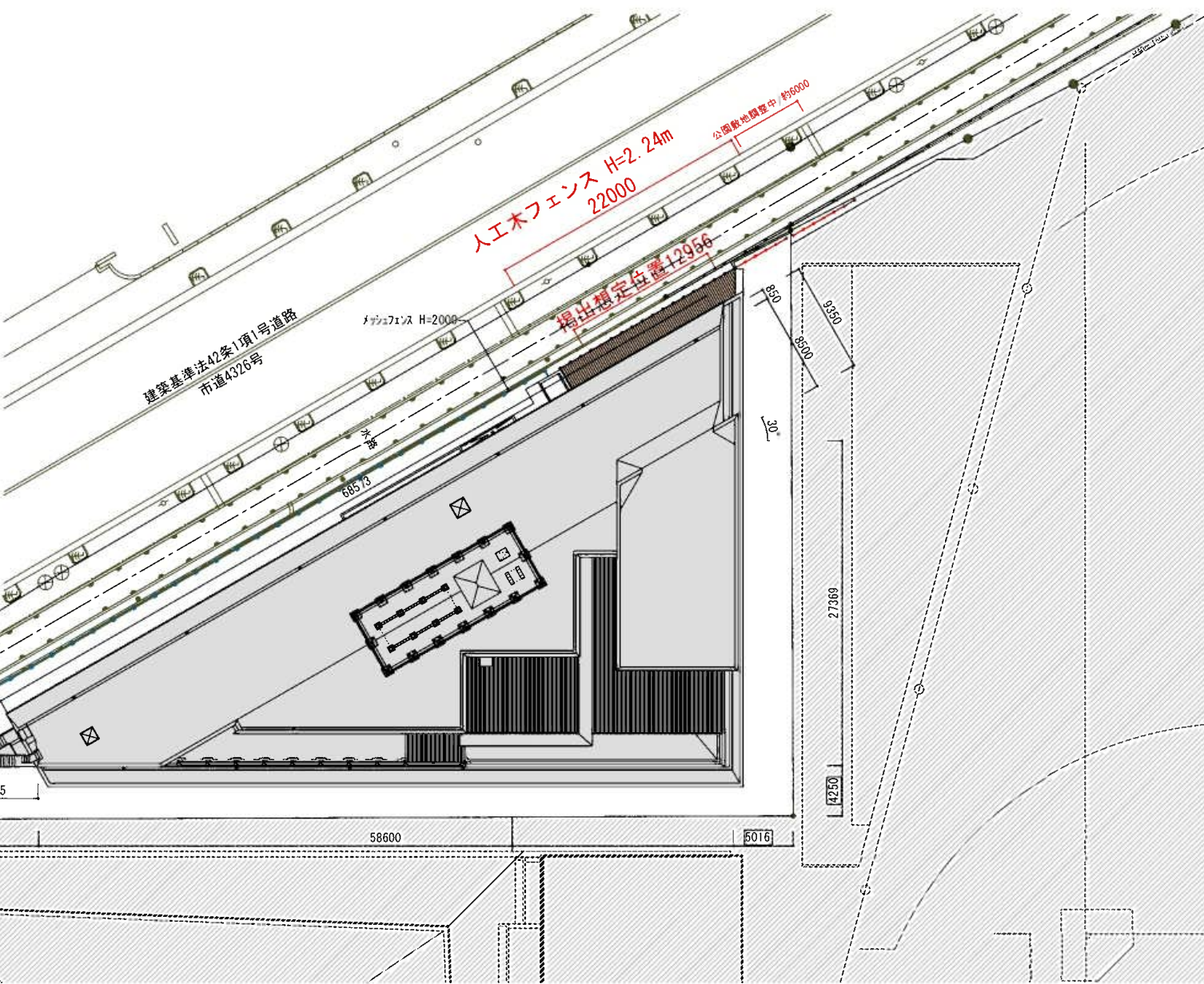
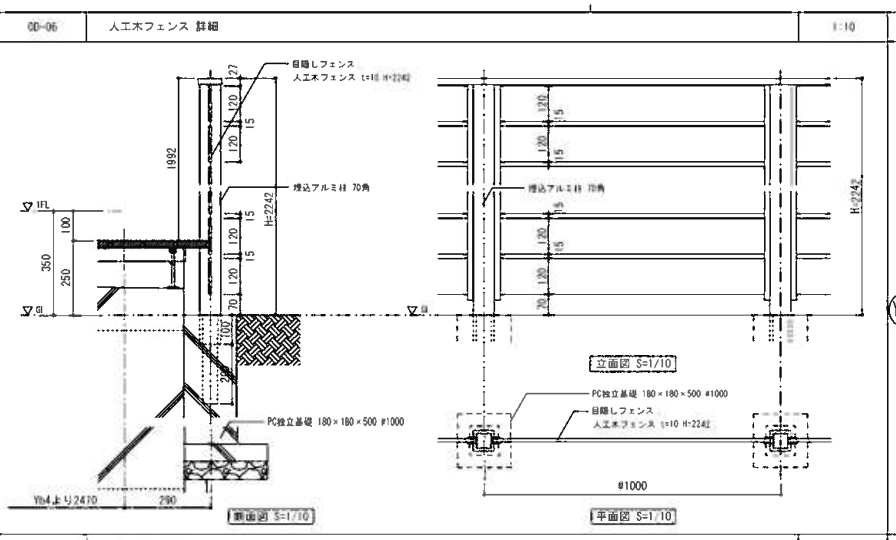


フェンス(カラー：オフホワイト)にペイント
塗装/pantone286C

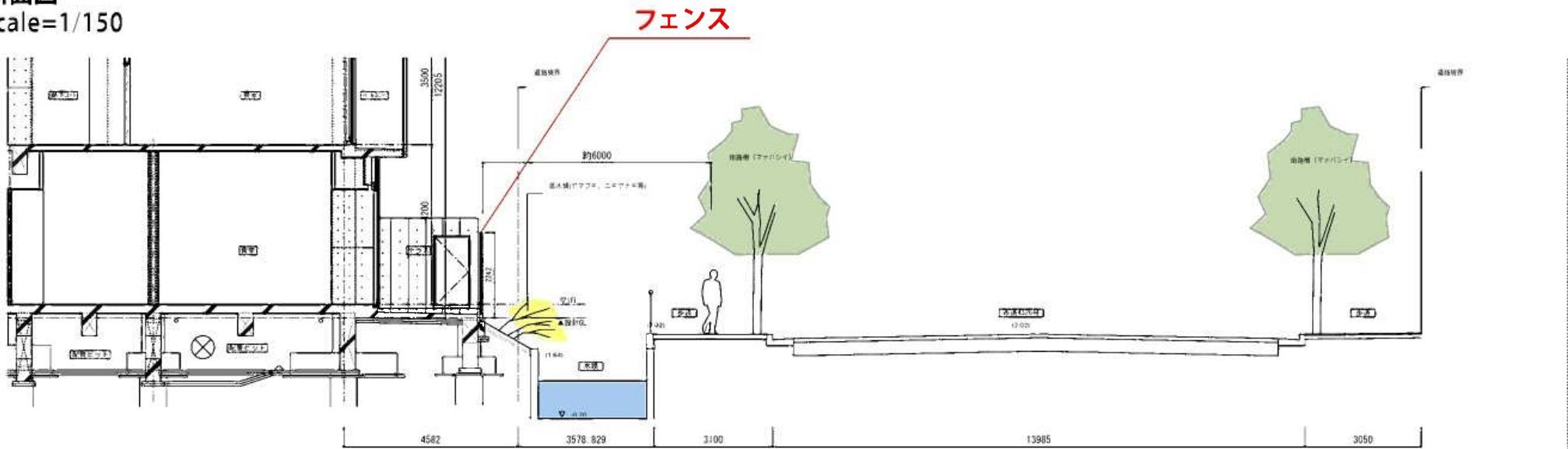


フェンス配置図
scale=1/500

人工木フェンス参考図



断面図
scale=1/150



横須賀市景観審議会規則、横須賀市景観審議会運営要領

○横須賀市景観審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営については、横須賀市景観条例（平成16年横須賀市条例第24号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員長)

第2条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第4条 審議会に専門的な事項を検討するため、専門部会を置く。

2 専門部会の委員は、委員長が指名する委員をもって充てる。

(部会長)

第5条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、専門部会委員の互選により選出する。

3 部会長は、専門部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第2条第2項及び第3項並びに第3条の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第6条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○横須賀市景観審議会運営要領

(趣旨)

第1条 横須賀市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営については、横須賀市景観条例（平成16年横須賀市条例第24号）及び横須賀市景観審議会規則（平成16年横須賀市規則第51号）並びに情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 委員長は、会議の7日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長は、議案が法人及び個人の権利関係に重大な影響を与える場合や審議会の秩序の維持のため必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

2 審議会の開催については、あらかじめ市民等へ周知する。

(傍聴人の決定)

第4条 審議会を傍聴しようとする者は、審議会当日の開会時刻30分前から10分前までに審議会開催会場前に集まるものとする。

2 傍聴人は、10人以内とする。ただし、開会10分前の時点で定員を超えた場合は、直ちに抽選で傍聴人を決定する。

3 傍聴人には、傍聴証（別記様式）を交付する。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴証を常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には、事務局に返還しなければならない。

2 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) コンピュータは使用しないこと。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

3 傍聴人が前項各号の遵守事項に違反したときは、委員長はこれを制止し、命令に従わないときは、退場させることができる。

(議事録)

第6条 委員長は、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催の日時、場所及び議案
- (2) 出席した委員及び関係者の氏名
- (3) 傍聴人の人数
- (4) 議事の要旨
- (5) その他委員長が必要と認めた事項

3 議事録には、委員長が指名した議事録の署名委員2人が署名する。

(委員長への委任)

第7条 この要領に定めのない事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

別記様式(第4条第3項関係)

No _____	横須賀市景観審議会
傍 聴 証 平成 年 月 日限り有効	
(お帰りの際は、事務局へお返し下さい。)	